

漁業者物価高騰対策支援金交付申請に係る誓約・同意書

《誓約事項》

- 1 申請書の記載内容に偽りはなく、提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。また、申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の申請を取り下げ、返還します。
- 2 物価高騰の影響を大きく受け、申請する時点で漁労活動を継続しており、今後も継続する意思があります。
- 3 他の公的機関等から、同一の漁業資材購入経費に対して、支援金、補助金その他名称の如何を問わず交付される制度の対象の事業者ではありません。
- 4 市税を滞納していません。
- 5 津市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていません。
- 7 政治団体又は宗教上の組織並びに団体ではありません。

《同意事項》

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る一切の費用（郵送料、証明書の料金等）は申請者側の負担となります。
- 2 漁業者物価高騰対策支援金交付申請書は、津市において交付決定した後、支援金の請求書として取扱われます。
- 3 1申請者1回限りの申請となります。
- 4 申請内容等について、必要に応じて別途書類を提出していただく場合又は現地調査をさせていただく場合があります。
- 5 津市長が必要と認める場合には、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査を受け入れる必要があります。また、交付申請に関わる個人情報について、庁内関係課及び三重県警察その他の官公庁へ提供されることがあります。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

令和 8 年 4 月 2 日

住所（所在地） 津市〇〇〇〇 1 2 3 4

氏名 津市 太郎 (印)

（氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。）